



島根県報

平成24年2月3日（金）

第2,363号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則 (商工政策課) 2

【告 示】

家庭用品品質表示法第19条第3項の規定による身分証明書の様式の廃止 (環境生活総務課) 2

土地改良区の役員の就任の届出 (農村整備課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (") 3

保安林の指定の解除 (森林整備課) 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 4

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中小企業課) 4

土地収用法の規定による事業の認定 (用地対策課) 5

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河川課) 7

都市計画事業の認可 (都市計画課) 7

【特定調達公告】

エネルギー補償型モニタリングポストの調達に係る一般競争入札の相手方等 (原子力安全対策課) 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

自動いす配列機に係る利用料金の基準額を廃止することとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

いす	1脚	84円	大展示場、多目的ホール又は小ホールにおいて、会議以外の目的で利用する場合に限る。
自動いす配列機	1台	10,500円	

を

」

「

いす	1脚	84円	大展示場、多目的ホール又は小ホールにおいて、会議以外の目的で利用する場合に限る。
----	----	-----	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第64号

家庭用品品質表示法第19条第3項の規定による身分証明書の様式（平成22年島根県告示第340号）は、廃止し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 2 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

佐伯 誠一 安来市島田町352番地6

2 就任年月日

平成23年12月18日

島根県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市鹿島町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

中村 彰男 松江市鹿島町北講武967番地

山崎 廣安 松江市鹿島町佐陀宮内501番地

宮廻 重嗣 松江市鹿島町南講武860番地

桑谷 吉雄 松江市鹿島町上講武344番地

安達喜久雄 松江市鹿島町名分856番地

平塚 正俊 松江市鹿島町佐陀本郷697番地

安達 康雄 松江市鹿島町佐陀本郷228番地6

監事

石橋 和寛 松江市鹿島町上講武1275番地

安達 俊一 松江市鹿島町佐陀宮内608番地

2 就任年月日

平成23年11月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

秋山 辰雄 松江市鹿島町佐陀宮内122番地

中村 彰男 松江市鹿島町北講武967番地

井上 智之 松江市鹿島町佐陀本郷433番地

桑谷 吉雄 松江市鹿島町上講武344番地

宮廻 重嗣 松江市鹿島町南講武860番地

木村 俊治 松江市鹿島町名分83番地

中島征司郎 松江市鹿島町佐陀本郷1901番地

監事

中島 初彦 松江市鹿島町佐陀本郷1745番地

中島 尚 松江市鹿島町名分901番地

島根県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原1094・2728-4・2729・2734-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1094-1、1095-1、1095-3、1101-3、1101-4、1101-6、1102-2、1104-2、1110-3、1110-4、1112-1、1112-2、1112-4、1119-2、1119-4、1120-2、1122-2、2705-2から2705-6まで、2706-4から2706-8まで、2726-6、2727-22、2727-23

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第68号

平成24年農林水産省告示第7号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
益田市多田町803	永安 秀男	益田市多田町88-1
益田市美都町板井川1009	木原 重文	益田市美都町板井川995
益田市美都町都茂1280から1282まで、3894-1、3894-2、3900、3901-1、3901-2、3902-1、3902-2	廣兼 由乃	大阪府東大阪市岸田堂西2丁目9-14
益田市美都町都茂3895、3895-1	若杉 徹三	大阪府枚方市中宮北町17-5-503

島根県告示第69号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第5号及び第6号中「会社又は個人」を「事業者」に改める。

別表特別融資の部収益体質強化資金の項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年2月3日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成24年2月3日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第70号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝口善兵衛

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

神門通りポケットパーク（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市大社町杵築南字鹿城山地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、神門通りポケットパーク（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）であり、申請に係る起業地は、本事業の用に供する土地であり、上記のとおりである。

本事業は、地方公共団体である出雲市が公園を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である出雲市（以下「起業者」という。）は、社会資本整備総合交付金、起債及び一般財源による財源措置を講じているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

島根県を代表する観光地であり縁結びの神として名高い出雲大社は、周辺にも観光スポットが多く、年間を通し200万人を超える観光客を迎え入れている。その出雲大社への参詣道であり、大社門前町のメインストリートとして発展してきたのが、現在の都市計画道路神門通り線（以下「神門通り」という。）である。

しかしながら、出雲大社を訪れる交通手段が鉄道主体から大型バスや自家用車へとシフトし、観光形態として通過型観光が中心となるにつれ、出雲大社には多くの観光客が訪れるものの大社門前町への波及効果は乏しくなった。その結果、神門通り沿道には空店舗が目立つようになり、門前町としての賑わいと魅力を失い、それにより更に観光客の足が遠のくという悪循環が生じることとなった。

このような状況を踏まえ、起業地周辺においては、平成19年度以降、空店舗活用支援や交通広場の整備が実施され、徐々にその効果が始まっている。その後も、平成24年の古事記編纂1300年を契機とした「神話博しまね」の開催や、平成25年に行われる60年に一度の出雲大社正遷宮を見据え、神門通り道づくり事業をはじめ様々な事業が展

開されている。

このような中、神門通りのほぼ中心に位置し登録有形文化財建造物である一畑電車出雲大社前駅駅舎を活用した、新たな賑わい拠点作りが官民一体で実施されることとなり、起業者は、一畑電車(株)及び島根県が行う事業と連携し、本事業に着手したところである。本事業では、駅舎とその周辺との一体的な空間形成を図り、公衆トイレや芝生広場等を整備が行われる計画である。

本事業は、観光客の利便性向上及び地域住民と観光客との交流促進を図り、さらには、周辺の他事業と併せて実施されることで、観光客の満足度をより一層高めることにより新たな集客効果を生み、神門通りの再生と門前町全体の賑わい復活に資することを目的としている。

なお、本事業の実施に当たっては、工事施工期間中及び供用開始後において予測される周辺環境への悪影響について、観光客や地域住民の生活に十分配慮し、その発生を可能な限り抑制するための対策がなされている。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が周辺住民への聞き取り及び現地踏査を行った結果、起業地内に特別に保全すべき希少動植物は存しないことを確認している。

また、起業地内における埋蔵文化財について起業者が市の担当課との協議を行ったところ、周知の遺跡はなく、事業実施にあたり特に問題はないことを確認している。

よって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業においては、一畑電車(株)が実施する観光設備及び休憩施設の整備計画や、島根県が実施する道路用地を活用した駐車場等の整備計画と整合を図り、神門通りの街なみ景観向上が一層図れるよう計画が策定されており、その規模は事業目的に照らして必要最小限のものであると認められる。

起業地の選定に当たっては、事業効果を最大限に発揮するため、前述の一畑電車(株)及び島根県が実施する事業と一体的な空間利用ができることを前提に検討されている。その上で、出雲大社前駅隣接地に複数の候補を選定し、利便性、安全性及び経済性等の条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって、本事業計画は合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、前者が後者に優越すると認められる。したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、「神話博しまね」の開催や出雲大社正遷宮の実施を目前に控え、他事業と時期を合わせ早期に施行することで最大の事業効果が得られるものと認められる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業の起業地の範囲は、事業目的を達成する上で必要最小限であり、全て本事業の用に恒久的に供される範囲に当たる。

よって、起業地の範囲及び収用・使用の別についても合理的であると認められる。

以上のとおり、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

よって、本事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（都市建設部まちづくり推進課大社門前町整備室）

公**告**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成24年3月3日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町修理免、中荒木及び杵築西地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 流下橋上流約18メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (2) 馬渡橋上流約30メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (3) 馬渡橋下流約6メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (4) 馬渡橋下流約37メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (5) 灘橋上流約10メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設及びその他附属物が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0853-30-5632

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成24年中国地方整備局告示第4号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

雲南都市計画道路事業 3・3・2号新庄飯田線（3工区）、3・6・3号南町線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

雲南市木次町 雲南県土整備事務所

4 事業地

- (1) 収用の部分 島根県雲南市大東町大東地内

(2) 使用の部分 島根県雲南市大東町大東地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
エネルギー補償型モニタリングポストの購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年1月11日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日立アロカメディカル株式会社松江営業所 所長 篠原信隆
島根県松江市学園一丁目9番地3号
- 5 契約に係る契約金額
33,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成23年12月2日